

(国及び地方公共団体の任務等)

第三条 国及び地方公共団体は、古都における歴史的風土が適切に保存されるよう、この法律の趣旨の徹底を図り、かつ、この法律の適正な執行に努めなければならない。

2 一般国民は、この法律の目的を理解し、いやしくもこの法律の目的に反することのないよう努めるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。

(歴史的風土保存区域の指定)

第四条 内閣総理大臣は、関係地方公共団体及び歴史的風土審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議して、古都における歴史的風土を保存するため必要な土地の区域を歴史的風土保存区域として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、歴史的風土保存区域の指定をするときは、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。

3 前二項の規定は、歴史的風土保存区域の変更について準用する。

(歴史的風土保存計画)

第五条 内閣総理大臣は、歴史的風土保存区域の指定をしたときは、関係地方公共団体及び歴史的風土審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議して、当該歴史的風土保存区域について、歴史的風土の保存に関する計画(以下「歴史的風土保存計画」という)を決定しなければならない。

2 歴史的風土保存計画には、次の事項を定めなければならない。

一 歴史的風土保存区域内における行為の届出

第七条 歴史的風土保存区域(特別保存地区を除く)内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ府県知事にその旨を届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めたものについては、この限りでない。

一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

二 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更

三 木竹の伐採

四 土石の類の採取

五 建築物その他の工作物の色彩の変更

六 屋外広告物の表示又は掲出

七 前各号に掲げるもののほか、歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

二 歴史的風土保存区域内における行為の規制

三 歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

四 第十一条の規定による土地の買入れに関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

6 府県知事は、前項の届出があつた場合において、歴史的風土の保存のため必要があると認めることは、当該届出をした者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第五項前段の規定により原状回復等を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確定することができないときは、府県知事は、その者の負担において、当該原状回復等をみずから行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることがある。この場合においては、相当の期間を定めて、当該原状回復等を行なうべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行なわないときは、府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行なうべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

8 国の機関が行なう行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ府県知事に協議しなければならない。

第九条 前条第一項の許可を得ることができないため損失を受けた者がある場合は、府県はその損失を受けた者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。ただし、次

る事項

3 内閣総理大臣は、歴史的風土保存計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び関係地方公共団体に送付するとともに、官報で公示しなければならない。

4 前三項の規定は、歴史的風土保存計画の変更について適用する。

(歴史的風土特別保存地区的指定)

第六条 建設大臣は、歴史的風土保存計画に基づき、歴史的風土保存区域内において、歴史的風土の保存上当該歴史的風土保存区域の極必要な部分を構成している地域について、都市計画法(大正八年法律第三十六号)の定める手続によつて、都市計画の施設として、歴史的風土特別保存地区(以下「特別保存地区」という)を指定することができる。

2 府県は、特別保存地区の指定があつたときは、その区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。この場合において、特別保存地区内の土地の所有者又は占有者は、その設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 特別保存地区内における行為の制限

第八条 特別保存地区内においては、次の各号に掲げる行為は、府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの、非常災害のため必要な応急措置として行なう行為及び当該特別保存地区的指定の際すでに着手している行為については、この限りでない。

一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

2 府県知事は、前項前段の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下「原状回復等」という)を命じようとするときは、あらかじめ当該原状回復等を命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくて聴聞に応じないとき、又は緊急やむを得ないとときは、この限りでない。

3 府県知事は、前項各号に掲げる行為で政令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

4 第一項の政令の制定又は改廃の立案をしよ

うとするときは、あらかじめ歴史的風土審議会の意見をきかなければならない。

5 府県知事は、第一項ただし書若しくは同項第七号又は前項の政令の制定又は改廃の立案をしよ

うとするときは、あらかじめ書若しくは同項第七号又は前項の政令の制定又は改廃の立案をしよ

うとするときは、あらかじめ書若しくは同項第七号又は前項の政令の制定又は改廃の立案をしよ

うとするときは、あらかじめ書若しくは同項第七号又は前項の政令の制定又は改廃の立案をしよ

うとするときは、あらかじめ書若しくは同項第七号又は前項の政令の制定又は改廃の立案をしよ

違反した者に對して、その保存のため必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 在該地における代執行に関しては、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の定めるところによる。

3 府県知事は、前項前段の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下「原状回復等」という)を命じようとするときは、あらかじめ当該原状回復等を命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくて聴聞に応じないとき、又は緊急やむを得ないとときは、この限りでない。

4 国の機関が行なう行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ府県知事に協議しなければならない。

5 前条第一項の許可を得ることができないため損失を受けた者がある場合は、府県はその損失を受けた者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。ただし、次

6 府県知事は、歴史的風土の保存のため必要があると認めるときは、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により許可に附せられた条件に

申請に係る行為については、この限りでない。

一 前条第一項の許可の申請に係る行為について、第十条に規定する法律（これに基づく命令を含む。以下この号において同じ。）の規定により許可を必要とされている場合において、当該法律の規定により不許可の処分がなされたとき。

二 前条第一項の許可の申請に係る行為が社会通念上特別保存地区の指定の趣旨に著しく反するとして認められるとき。

三 前項の規定による損失の補償については、府県知事と損失を受けた者が協議しなければならない。

四 前項の規定による協議が成立しない場合においては、府県知事又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

（行為の禁止又は制限に関する他の法律の適用）

第十一条 第七条及び第八条の規定は、歴史的風土保存区域内における工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関する都市計画法、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百一号）、奈良国際文化観光都市建設法（昭和二十五年法律第二百五十五号）、京都国際文化観光都市建設法（昭和二十五年法律第二百五十一号）その他の法律（これらに基づく命令を含む。）の規定の適用を妨げるものではない。

第十二条 府県は、特別保存地区内の土地で歴史的風土の保存上必要があると認めるものについて、当該土地の所有者から第八条第一項の許可を得ることができないためその土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより当該土地を府県において買入るべき旨の申出があつた場合には、当該土地を買入れるものとする。

2 前項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、時価によるものとし、政令で定めるところにより、評価基準に基づいて算定しなければならない。（買入れた土地の管理）

第三条 府県は、前条の規定により買入れた土地については、この法律の目的に適合するよう管理しなければならない。

（歴史的風土保存計画の実施に要する経費）

第十三条 国は、歴史的風土保存計画を実施するため必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

（費用の負担及び補助）

第十四条 国は、第九条の規定による損失の補償及び第十五条の規定による土地の買入れに要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

（地方税の不均一課税に伴う措置）

第十五条 地方税法（昭和二十二年法律第二百一十六号）第六条の規定により、古都たる市町村が特別保存地区内における家屋又は土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、その措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該市町村の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該市町村の当該各年度分の減収額のうち自治省令で定めるとところにより算定した額を同条の規定によるものとする。

（報告、立入調査等）

る基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（歴史的風土審議会）

第十六条 総理府に、附屬機関として、歴史的風土審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 府県知事は、第八条第一項、第四項又は第五項前段の規定による権限を行なうため必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員をして、特別保存地区内の土地に立ち入り、その状況を調査させ、又は同条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させることができる。

（大都市の特例）

第十九条 この法律中府県が処理することとされている事務又は府県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」といいう。）においては、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中府県又は府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

（罰則）

第二十条 第八条第五項前段の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（第二十一条 次の各号の一に該当する者は、六月以下）の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定に違反した者

二 第八条第四項の規定により許可に附せられ

必要があると認めるときは、その必要な限度において、特別保存地区内の土地の所有者その他の関係者に対して、第八条第一項各号に掲げる行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 府県知事は、第八条第一項、第四項又は第五項前段の規定による権限を行なうため必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員をして、特別保存地区内の土地に立ち入り、その状況を調査させ、又は同条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させることができる。

（大都市の特例）

第二十条 第八条第五項前段の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（第二十一条 次の各号の一に該当する者は、六月以下）の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定に違反した者

二 第八条第四項の規定により許可に附せられ

第一類第十二号 建設委員会議録第一号 昭和四十年十二月二十四日

が加えられておると判断をいたしましたが、その中でいわゆる古都の風土を保全すべきところ、それから先ほど文部大臣からも御所見がありましたが、やはり文化財その他過去の歴史的な施設と自然の状況とあわせて初めてこの法律案の意義があるものであると思います。したがって、私どもはこの地域を指定いたしまして、ただその現状をそのまま置けばいいというふうには考えておりません。またこの法律にもその趣旨が盛られておる。これを積極的に保持するための諸施設と申しますか施策を講ずる必要があるのは当然でありますて、あるいはその景況を保存するために、防火であるとかあるいは本害の防除であるとか、あるいはその自然状況を維持するための防護策であるとか、あるいは最小限度にこれを維持管理するための道路の施設であるとか、いろいろこれは今度検討しなければならぬと思いますが、そういうふうに積極的にこれを保存して将来に残す、こういう施策を当然に講すべきであらうと思います。

なお、この法律にも書いてありますように、あらいは府県等においてこれをどうしても所有を移して完全に保全すべきところも出てくると思いますが、そういう際の財政措置等も講じなければいかぬ、そういう意味において、この法律が早急に成立ができますれば、それに応じて四十一年度の予算に積極的に盛り込みたい、かようと考えておるわけであります。

○奥野委員 その三は、大蔵省の所見をただしておきたいことでござります。

この法案の第十四条の第一項には、損失の補償や土地の買入については、政令の定めるところによつて国がその一部を負担する、こう書いておるわけでございます。この損失の補償や土地の買入は、民族の心のあるさとともに言うべきものを持存するについて行為を制限をいたします。その制限に伴うものでござりますだけに、どちらかといいますと国家的な目的に出ているものでございます。したがつて、むしろ國が責任者になつて補償したり買入れたりするのが適當だとなつて補償したり買入れたりするのが適當だと

も考えられるわけでございます。ただ、その場合に補償の要求が無責任になつても困るといううないろいろな話があつた結果、買ひ入れや補償の当事者を府県にいたした経緯もあるわけでございます。そういうことから考えますと、直轄事業の場合の府県の負担、こういうものが府県の残されない負担として考えられるということになりますだけに、それに準じてさらに、より高率の負担を関係者としては期待をいたしておるわけでございます。直轄事業の場合の国の負担率には、四分の三のものもございましょうし、それ以外のものもございましょう。同時にまた、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律によりましては、最高九割まで国が負担する道も開かれおるわけでございます。そういうようなことから、私たちとしては八割程度の国庫負担を期待しながらこの法案の制定に当たつたものでございます。来年度の予算は、これから話し合いでに入るやさきでありますので、大蔵省当局がいまだこの席ではつきりした率を言わることはお困りになるのではないかと思うかと思います。しかしながら、いま申し上げましたような経緯もございまして、それを基礎に負担率制定に当たつては、政令の定めるところによつて国がその一部を補助するのだと書いてあるわけでございまます。補助対象によりまして補助率が変わつてくることもあるいはあるうかと思うのでございまます。補助率を上げたい、かように考えておるものでございます。なおまた、先ほど申し上げましたように、関係者としては年内成立を期待している。それは四十一年度国庫予算に、積極的にこの部分の予算計上をはかつていただきたい、ということともございますので、保存計画ができる

いろいろな予算は盛られないとか、あるいは調査が先だとか、そのような口実を設けないで、むしろ計画と並行して整備をはかつていかなければならないのだ。この種の仕事が非常に緊急な事態に迫り詰められているということをよくお考えいただきますと、建設当局とお話し合いたいがなかなかできまして、建設当局とお話し合いたいがなかなかできません。ついで御質疑に対する所見を伺つておきたいと思います。

○藤井勝(政府委員) 御案内のように、ただいま予算編成に当たつて、ただくよにお願いをいたしまして、おきたいと考えるものでございます。これにら、積極的な、好意的な態度をもつて四十一年度予算編成に当たつて、ただくよにお願いをいたしましておきたいと考えるものでございます。これにつきましての所見を伺つておきたいと思います。

○大蔵大臣予算委員会に出席中でございますので、大蔵省を代表いたしまして藤井政務次官がただいままでの御質疑に対して答弁さしていただきまます。

補償の問題あるいはまた地元のいろいろな施設をつくる助成の問題について御意見が出たのであります。このたびこの古都保存法というまことと時に時代の要請にこたえられたりっぱな法案が御提案されたことに対して、心から敬意を表するものでございます。ただ、いまいろいろお話をございましたように直轄事業にもいろいろ補助率に種類があります。したがつてよいよ具体的になります場合には、もちろん所管の建設省から提案をされます案をよく検討させていただきまして、その事業の性格をよく認識をいたしまして、御趣旨の点を十二分に生かして善処いたしたい、このよううに考える次第でございます。

○森山委員長 岡本隆一君。

○岡本委員 最初に建設大臣にお伺いいたしますが、最初この法案を出そうという話が出てまいりましたときには、私は反対したのです。それはどういうことかといいますと、近畿圏整備法との関係があるわけであります。近畿圏整備法の中で、保全区域の指定がございます。ところがその保全区域整備については別に法律で定める、十四条でそういう法改正をいたしました。保全区域というのは、元来こういう古都の地域であるとかあるいは景勝のいい地域であるとか、そういうふうなところでみだりに現状があまりに大きく変更され

は困る。いわば国民のいこいの場にしておきたい、あるいはまた文化的誇り高いものを残しておきたい、こういうふうなところから保全区域というものが出ておるわけなんです。だから保全地域は勢い近代化を阻止されるという傾向があるわけです。その近代化を阻止される保全区域に対しては、それに対するところの何らかの代償的な措置が講ぜられるべきである。これは税制の面でもある、いはその他のいろいろな施設に対する国の援助の面でも、いろいろな点でそういう代償的な措置が講じられるべきである。こういうことで保全立法をつくれといふことを強く要求しておるのであります。ところがいまだに建設省のほうはその保全立法を一向やろうといったしません。そしてその中で突然この話が出てまいつたのであります。いわば保全区域の中の京都、奈良というような、最も強く保全を要望されるところ、そこだけを古都保存という形でもって立法化して保全区域に対するあら保全区域全体にも関連する問題でござりますので、私は、この古都保存法が成立いたしましても、なお近畿圏整備本部では保全区域とはいかなる地域をさすのか、またその保全区域の整備をどうするか、さらにまたその保全区域についての代償措置をどうするかというふうな点について、確固たる方針をこの機会に私はあらかじめお示しあげます。さあ、まさにまたその保全区域についての御所見を承りたいと思います。

うふうにあらわすべきか、こういうことについていろいろ検討をいたしてその法案の準備を実は進めております。ところが御承知のとおり近畿圏といいましても相当広範囲でありまして、しかも近畿圏は日本の文化あるいは政治上非常に古緒のあるところ、同時にそれと相あわせて自然の景勝と申しますか、わが国においても非常にすぐれたところであります。そういうところは非常に広範囲にわたっております。こういう状況でありますから、これを強力に保全をするということが国家財政上どうあり得るか、こういう点に、率直に申し上げてきわめて困難な問題があります。これは単に保全地域として指定してある程度のことをしておくと、いうだけでありますれば、従来の風致地区だとかあるいは自然公園地域であるとか、各種の制度がありますけれども、それ以上に出ないおそれがある、こういふことでいろいろ苦慮いたしております。そこで、これはその中でも別の観点から、いわゆる政治、文化上の古い日本の伝統的な地域であって、しかもそれが自然の景勝と相まって、これはどうしても國民的な保存をしなければならない、こういふ意味のねらいでこれを法律で制定をしよう、こういふことのようであります。そうなりますと、この法案にも出ておりますように、京都、奈良、あるいは鎌倉その他にも検討を要すべきところがあると思ひますけれども、そういう点を取り上げられております。そうしたしまして、その中でも、いわゆる近畿圏整備の観点からいっても、京都、奈良がきわめて重要なところであります、この法案からいましても、そのところに大きな重点が置かれるることは当然でありますから、そういう意味においてある程度ダブルかと思います。ダブルしますが、私はやはりこの程度のしおり方をしまして、保存するところは完全に保存する、こういう措置をこの法案でとらえられるということは適切な措置であろう。非常に広範囲に理屈だけはかきましても、御承知のとおりなかなか実行が伴わない、加えて行政の怠慢

といふばかりでなく、実情がさうにあります。

申しますが、われわれはこれから、いわゆる近畿圏整備法に基づく保全地域に関する指定と必ずしも矛盾しない、かえつて相乗な効果があるのじゃないか、か

よう考へておりますから御了承を願いたいと思

います。

○岡本委員 一応、保全地域の問題についてはまた委員会であらためて議論をしようと思いますが、建設省は保全立法の問題についての検討を進めますのに、あまりにピッタリではないか、こういふうに私は思いますので、この法律案が成立いたしましたが、それだけで満足しないで、特に保全区域については確たる方針を早く出していただくよろしくお願いいたしておきたいと思います。

その次に、先ほど奥野委員からも御質問がございましたが、この法案の第五条に、保存計画を立てるということになっております。その保存計画

の中で、第二項に、その保存について「必要とする施設」ということばが出ておりますが、これについては補助があることになっております。この補助の対象になるような事業というものはどう

いふう

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

ある、保存をしておけといつて保全させられる。その付近一帯は開発をストップさせられる、そうするとそこには固定資産税あるいは償却資産税、事業税というふうな、財源を生んでくれるような施設はできない。だから地方財政は貧困になるのです。しかもそこへは大ぜいの観光客が来るため、やはりそれに伴うところの施設はしなければならない。あるいはまた管理もしていかなければならない。こういうことになってくるから、だから保全区域は、それじやたまらぬ。保全を要求され、近代化を阻止され、一方では観光客のためにいろいろな施設をしていかなければならぬ。これでは保全区域はたまらぬから、それに対するところの代償的な措置を何らか考案をなさいということを、何べんも委員会の中で言っているわけなんです。だから保全区域に対するところの措置としては、保全立法というものはそういう形のものを私は要求しているわけなんです。

そこで、保全区域の中の最も保全されるべき区域として古都保存法が出てきたのです。だから古都保存法ではそういう面におけるところの最も手厚い地方財政に対する代償措置が講じられなければならない。その地域内の道路はもちろん、それに取りつくための関連道路などは、当然これは代償措置として講じられなければいけない。これはこの法案をつくる過程で世話人会の中ですべて議論したのです。そういうものを含むという解釈の上においてこれはできるのです。ところが、法案がこうして上程されてみたら、建設省は、わしはそんな話は聞いておらぬし、知らぬと言ふのです。提案者にお伺いしますが、これはそういう話はついているはずなんです。そういう話は十分議論した上でこの法案の三党共同提案ということになったのです。もしそういう話が政府との間にについておらぬというならば、こんな法案はできてもできなくても同じです。だからこれは建設大臣、たいへん恐縮でございますが、私の思う通りでございました、そういうものは含まれるのですということを、ここで聲明していただきだぬ

○瀬戸山國務大臣 私は、この五条ですか六条ですか、この規定を正面から解釈して申し上げたわけであります。ただ、いまお話しの別の、あるいは駐車場であるとか、あるいはその地帶に大ぜい人が集まりましようから道路であるとか、これはこの法律自身の目的ではなくて、そういうことは別途に考慮すべきものであろう、こういうふうに申し上げておるわけであります。したがつて、この審議会ができまして、それから地方からのいろいろな計画が出て、どうあるべきか、ただ保存してそれをだれも見ないところにおくということでは保全の意味がないわけでありますから、伝統的な昔からの風土としてこれを保存するということには、内外の人がこれを觀賞するといいますか、背をしのぶといいますか、そしてそれを将来の日本の伝統として文化的に生かすというか、そういう意味の保存であろうと思しますから、それにしかるべき措置は別途に講ずべきものである。風土審議会あるいは地方のいわゆる関係府県等との協議をしてきめるということになりますから、そういう計画が出るんじゃないかと思います。ただ、第五条の規定によつて駐車場あるいはよそからくる道路というようなことまでここに含むいうことになりますと、この法律と他の法律との関連がきわめて錯綜してくるのではないかということを私は申し上げておるのでありますて、そこまで何をやってはいかぬということを申し上げておるわけじやありませんから、その点はひとつ御理解を願いたいと思います。

もちろん工場なんか建てる事はできない、こういうことになつてくる。だからその地域の人たちにとっては、かりに自分の土地を持つておる、資本もある、そこで、たとえば電気器具でも何でもいろいろな産業を起こすために自分の土地に工場を建てたい、そうして自分で商売をやっていきたい、事業をやつていきたい、そう思つてもできぬい、そういうような制限を受けるのです。だから、所有者もそういうふうな制限を受ければ、付近の住民も、近くに工場ができるは、自分の家から通うこともできる、ところが、その地域についてはそういう生産設備はできないから、遠いところへ電車に乗つて通わなければならぬ。付近住民はこういうふうないろいろな面におけるところの大きな影響を受けるのです。だからそういう影響を受けるところの地域に対する国の補助でも、少しありましたときには、この「施設」という字句は入つておらなかつたのです。それをこの「施設」というものを見に基づいてこの「施設」ということは、が入つてきたのです。これはもともと最初話が出でまいましたときには、この「施設」という字句は入つておらなかつたのです。そういう経緯を聞いておられたと、そういう意味において入れたのであって、これは提案者の一人の奥野君が一番よく御存じです。そういう意見を入つておられたら、与党内部でもつてそういう意見の調整を行なわれてこそ、三党共同提案になつてきていると思うのです。だから三党共同提案になるところの一一番大きな柱は、この施設を入れか入れないかということで、この施設の内容をどう解釈するかということが三党共同提案になる大きなかなめであったわけです。そこでこんな重大なる意見の食い違いが出てきたということになる。この法案の年内成立はちょっとしんどいです。だからここはいまからでもいいから意見の調整をしてください。そして私はちょっと目をこ

すつておりましたが、この第二項の「歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存に関する施設の整備に関する事項」という、この「歴史的風土保存区域内において」という字ですね、これは建設大臣が言われるような解釈なんです。しかしながら、この法案をまとめる過程においては、こんな「保存区域内において」というような字句にとらわれないで代替措置がとられるべきだということを私たちは主張して、その話し合いが一応てきてこの法案が日の目を見ていく。だから、これはいすれまた適当な機会に修正するつもりですが、きょうは修正動議なんか出していただけは年内成立があやぶれますから、あえて私は修正の動議は出しませんが、しかし、これはいすれおりを見て法案改正の動議を出そうとするつもりです。しかし、とにかくいまのような重要な問題についての意見の食い違いがあつては困りますし、また、建設大臣がそういう意向でありますから、大蔵省はこれは得たりとそれについてきましたから、やはり建設大臣からそんな——大体この法案ができる最初の精神ですね。なるほど保存するということも必要です。保全することも必要です。しかし、保全に伴うところの代償措置を講ずべき、これがこの法案の中を流れる大きな精神の一つなんです。保全だけする、こんなものじゃないのです。保全するのは国民的立場においてするのです。保全されるものは迷惑ごくです。毎日見ている景色ですから、そんなに特別きれいだなと思わない。しかし、それをそっとそのまま置いたままにはやはり何らかの代償措置があるべきだ、それはやはりその地域の施設を、これはほんじゅうの人のものだ、こういうことで保全させられるのです。迷惑ごくなんです。その迷惑を受ける者にはやはり何らかの代償措置があるべきで、それは日本じゅうの人のものだ、世界じゅうの人のものだ、こういうことで保全させられるのです。迷迷惑ごくなんです。その迷惑を受けるべきであるというのが、私たちの考え方なんです。しかしながら、それじゃ話がつかぬから、せめて八割でしんぼうしてくれ、こういうことで、話合いの中で八割といふことになつてゐるわけで

す。これはこの機会に藤井さんにお尋ねいたしましたが、さつきわめてあいまいのこととした御答弁でした。どのようにもとれる御答弁でした。しかしながら、八割ということで話がついているわけだから、その点を、その御解釈で間違いありませんよということを、この機会に説明していました。次官と両方から重ねて御答弁をお願いいたしました。

おっしゃったとおり保全地域内において施設云々とありますから、そのほかの施設までこれでまとまうということを言えと言わわれるのはちょっと無理じゃないか。しかし計画をされるときには、いまおっしゃったような趣旨が盛られると思いますから、また盛られるべきだと思います。そういう意味でひとつ今後の計画を立てて、その地域の人の御迷惑にならぬようすべくであろうと思いまが、この法律の正面からいきまして、ほかの施設もこれでやりますとは私のほうでちょっと申し上げかねますので、計画を立てるときにそういういまおっしゃったようなことは盛り込んでいくべきであろう、こういうことであります。

○藤井(勝)政府委員 補助率の問題は政令事項でござりますので、御意見としては承りますが、後刻具体的には所管省とよく相談の上決定さしていただきたい、このようにお願いいたします。

○田中(伊)議員 岡本委員にちょっと一口お答えを兼ねて御報告をしておきます。

御承知のように、この法律が成立をいたしますと、内閣に審議会ができる。そこで審議会の手によって歴史的風土地区の保存区域が指定されることは御承知のとおり。保存区域が指定されて、そのうち主要なものについては、区域の中に地区が局部的に指定される。それが指定されると、それだけではなくて、その地区にいかにして関連事項を実現するかということについて、保存計画が設定されなければならぬ。でもいいし、せぬで

もいといふのではなしに、しなければならぬといふように義務づけられておる。そのつらなければならぬ計画の中に、岡本先生仰せになる施設といふものが、第五条の二項の第二号といふものの中に規定されておる。これは、その関連上必要と思われる施設は、してもせぬでもいいのではないか。必ず計画の中に計画化されなければならぬ。計画化されました場合は、各大臣は、やりますとかやりますとか言う自由はない。やらねばならぬ。

法律に基づいて内閣が計画を立案して、その計画に盛られたものをやるとかやらないとか言う自由は大臣にはない。さうでござりますかといってやつてもらつたのが、この法律でございます。そのままに御承知をいただけば、計画をつくりますとき、先生の仰せになるような関連上必要ありと認めめる施設については、防火施設についても道路についてもその他の施設についても、盛り込んで計画をつくる。つくればそれが実現されなければならぬ。こういうことでありまして、政府・与党は徹底して政府の事務当局には説明ができる。それで、各大臣がそのとおりでござりますと言おうが言いまいが、この法律によって計画ができる以上は、この計画を実施することは政府の責任でござります。それがこの法律でございますから、これは御心配は要らない。ただその計画をつくりますときに、仰せのよくな程度のこところまで計画が入り込んで道路をやるかどうかといふことは、幾らか大臣の仰せのようには問題はあるうかと存じますが、そういうふうに連絡は密にできてるというふうに思ひます。どうかひとつ御了承願いたいと思います。

に、今後もう一度重ねての御努力をお願いしていただきますことを条件にして、この問題についての質疑は終わります。

次に、罰則の問題でございます。これは先ほど提案者からも御説明がありました、が、この法律ができただけでは相当大きな効果がある。これはやはりこの法律ができるたら罰則が伴う、またかってはむちやな開拓をやっても原状回復命令が出るし、またそれに違反すれば、地方公共機関のほうでかわりに代執行をやってつぶしてしまうこともできるということになっておるわけです。だから、無理にやってもできないようになつておるということが、非常に、強い規制力を持つておる。こういうふうなお考えでございまして、いわばそれについては罰則がどのように適用されるかということが、非常に重要な問題であるわけなんです。ところが、この罰則の項を見ますと、第二十条で、とにかくつけてな開発をやって、それに原状回復命令が出た、しかもそれに応じない場合に、それでも「一千万円以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。」こういうことになつておるのです。懲役だったり、これはだれでもかなわないと思うのです。けれども年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。これは一体どうしたことなのか。私は、これについては、少なくもこの罰金は一千万の単位にすべきである、こういうことをこの法案作成の過程においてずいぶん主張したのです。これは、食糧をかけて、しかも自然の風致を破壊するというふうな、いわば経済事犯だから、うんと罰金をとらぬことには意味をなさぬ。だから、一年以下の懲役もしくは一千万円以下の罰金というふうにせよといふことを強く主張したのです。ところが、法務省のほうで、それはあかん、そんなものはできない、そんなことはほかの法律のどこにも書いてないのに、これだけそんなわけにはいかぬ、こうい

うふうなことなんでございますが、それはどうい
う理由なのか。私は、法務大臣から、法務省が一
千万円にすることを拒否された理由を承りたい。
○石井国務大臣 お答えいたします。
私は、まず、この法案ができるのをたいへん
喜んでる一員でございまして、かつこの法案が
この規定のとおりにりっぱに行なわれると申しま
すか、遂行されて、そして古都が保存されること
が一番大事なことだと思っておるわけでございま
す。私は罰則が適用されるというようなことが
あってはならないと実は思うておる一員でござい
ます。第八条の第一項に、指定された特別地区内
においてこれの仕事をする場合には、知事の
許可をあらかじめ受けなくちゃならぬということ
が書いてございます。これを厳重にやつていけ
ば、私は、私のほうの問題が、十万円が五万円で
あろうと一万円であろうと、罰則はなくともいい
わけだと思います。そういうことをやらなければ
ば、千万円が二千万円、一億円であつても、もう
京都は二度と帰ってこないし、奈良も二度と帰つ
てこないものだと考えております。これは根本の
考え方であります。
さて、この私のほうから出した罰則の問題でござ
いますが、そう言いながらも、間違つていろいろ
その法を犯す者があるかもわかりません。その
ためには罰則を設けておく。おまえたちはこうい
う罰をされるぞということを示しておく必要があ
るだろう。それでその罪状によりまして、非常に
軽微なものから非常に悪質なものまであると思
います。それにはやはり懲役のような重いものから
罰金まである。軽いものには軽い罰金で済まして
やる、情状氣の毒だけれども、罰はしなければな
らないという場合には、小さい罰金で済ましてや
るというようなことで考えております。それか
ら、罪状の重い者には、もう金の問題では私は済
ませないだろうと思います。そういうような
場合には懲役を課するのもやむを得ぬというよ
うな場合も起こつてくるだろう、こういうふうに
思つておるわけでございます。それでこの懲役を

一年以下、罰金を十万円以下といたしましたのは、大体これに近いようなものを比例にとらないで、これは大事なものだから罰金にするなら千万円ぐらいとか、二千万円にしたらという意見もござりますが、自然公園法というようなものにこれに近い罰則がございまして、それに見合いまして、これらが適当であろうということで課したのをございます。私は、罰則はこういう形として、形を整える上につくったものであるということにおいて、御了解を願いたいと思います。

○岡本委員 こういう経済事犯の場合は、罰金で済むなら、そんなのは覚悟でやるんです。いま大臣は、罪状の悪質な者は体刑で臨むのだ、罪状の軽い者は罰金で済ますのだというふうなお答えでございますが、それでは、ここにある「一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。」という「又は」というのは、どう理解したらいいでしょうか。この「一年以下の懲役」ということと「十万円以下の罰金」ということとは、大体等価な量のはかり方ではなく、重い者は一年以下の懲役に処するが、軽い者は十万円以下の罰金にするんだといふふうに考えられておるのか、その辺のこところを承りたい。

○津田政府委員 ただいまのお尋ねの点につきましては、この懲役と罰金刑との「又は」というのは、選択刑というふうになつております。そういうふうに見れば、百日といふことになりますし、あるいは千円と見れば百日といふことになるわけあります。それは裁判官が当該具体的な事件に即し、当該具体的な罪責の者につきましては、懲役を選択するということになります。でありますから、罰金十萬円の上に懲役一ヶ月といふものがついてくる、端的に申せばそういう形になるわけであります。したがいまして、罰金の額を上げますと、罰金十萬円なら十万円に見合ひものは罰金で済まされるという議論になつて、結果的にはかえって軽くなるわけです。本件は、十万円をもつてまかない得ないような罪責の者につきましては直ちに懲役の

選択ということになる意味においては、それよりも比較的には重いということになるわけでござります。

○岡本委員 そういたしますと、罰金の払えぬ者は刑務所に入らねばならぬのですね。罰金が払えなくて刑務所に入るのは、一日何ぼで計算するのですか。

○津田政府委員 これは裁判官の判断によってきめられるわけでござります。刑務所に入ると申しましたことによって罰金を償うという意味でございまして、それはございません。労役場に留置して労役をしたことでございません。労役場に留置して労役をしたので、それは性質は違うわけでござります。

○岡本委員 それはどのように計算されるのですか。たとえば十万円の罰金になつたら、罰金を払えぬから刑務所に入りますね。こういう者には一体一日どのくらいに計算するんですか。

○津田政府委員 裁判金を完納することができないときには、一日以上二年以下の期間労役場に留置されるわけでございます。したがいまして、これは判決の際に、かりに罰金十萬円の判決に対しまして何日労役場へ留置するかということは、裁判官がきめるわけでございますが、大体におきましては、その者の通常一日の経済能力といいますか、そういうものを標準にしてきめておるわけであります。

○岡本委員 それはおかしいじゃないですか。そうすると、その人の経済能力が、たとえば一日一万円かせぐ人だったら、十万円の罰金は十日で済む、一日五百円しかせげぬ人だったら、二百日入らなければならぬ。貧乏人が長いこと入らなければならぬで、金のある者はわずかな日数で済

む、こういうふうなことはおかしいじゃないですか。これは金のあるやつは悪いことをしても、罰金になつても、ちょっと中へ入ってきたら済む、それで金のない者は長いこと入れ、これは逆じやないです。金のある者でもない者でも、少なくも同じ日数であるべきにもかかわらず、そんなものはその者の経済能力に応じてその日数をきめるなんというきめ方は、これは全く人権を無視したものですよ。

○津田政府委員 大臣の仰せはよくわかります。しかしながら、私はこの問題をきょう持ち出しましたのは、前の河川法のときに、ダムの操作規定を守らなかつた場合に五万円以下の罰金で済むとか、あるいは河川法で管理者の許可なしに河川の区域をいろいろいじつた者が一年以下の懲役または十万円以下の罰金というようなことでは、これは特段の収入があるということは全然考慮されおりません。通常の人につきまして、かりに今日失対事業に出れば幾ら出るかというような問題を中心にして、若干その人の能力、その人の経済状況を加味して考えるというのが、現在裁判所における運用の実態でございます。しかしながらこれは全く裁判官がきめることなんでございまして、二年以下の範囲におきましては何日でもきめられるわけあります。しかし大体の標準としてはそういうことを考えて留置をしておるというのが現状でございます。

○瀬戸山国務大臣 刑のことではないのであります。河川のため下流に大きな洪水を起した、それをやつたために下流に大きな洪水を起した、そのために下流に死者ができる、あるいは家を押し流されたというふうなことが起こつた場合、それについての量刑を、やはりこれはその犯した事犯に対してそれ相当の罰則というものがなければならぬ。人を殺した場合と傷つけた場合とでは違うのですから、だから河川について大きな犯罪を犯した場合には、もっと重い处罚というものが、放火と同じような处罚があつてもいい。私はいろいろに許可する条件をつける、それに違反した者は原状回復をする。代執行までして原状回復して、現状を保存するということが、一番のねらいです。したがつてその手段、方法は、御承知のとおりに許可する条件をつける、それに違反した者はこういうふうに思うから、きょうも、この法務省の大体の考え方というものの中に、私は時代と少しづれたものがあるのでないか、こういうふうに思うから、きょう法務大臣にお越し願つてこう

いうことをお尋ねするのでございますが、先ほど
の御答弁で重いものは懲役刑でいくのだ、軽いも
のは罰金で済ますのだから、罰金の金額が多くな
ればそれだけ罰せられる量刑がかかるて軽くなる
という御説明で、私は了解いたします。了解いた
しますが、それだけになるべくこういうふうな経
過をうながすことは、やはり

を固めていただかなければ、これは死んだ法律になろうと思うのです。その点について、政府関係のすべての方に御答弁をいただきたいと思いますが、特に国務大臣であり、関係の深い建設大臣からひとつお伺いしていただきたいと思います。

して、先ほど法務大臣も中村文部大臣も言われましたように、非常に賛成の意を表しておるのはさうな次第でありますから、この執行にあたりましては、いまお話しのとおりに、この目的を達するためには十分な措置をとりたい、かように考えておるわけであります。

の岡本さんが言われましたように、たとえば罰則の問題で、基本的にはこれは罰金では防げない。全部懲役刑でなければ、そういうような民族の遺産を忘れて自己の利益だけを追う連中によつて破壊をされるという観点を持っております。依然として、この罰則については非常に弱い感じを持つております。

す。 淫溶的で悪質なことをやる事犯にしては重く罰するようにしなければならぬ。しかしながら、これは法務大臣の権限の中にはないわけですね。裁判官をどうするという、重く罰しようといふようなことを法務大臣からおっしゃるはずはないと思うのです。しかしながら、どんどん起訴はしていただきかなくてはならない。これは必ずそちらの次には、これは求刑は検察庁の範囲内の仕事ですから、できるだけ重い求刑をしていただく、こういうふうな形でもって、やはりこういう事犯に対してもは峻厳な態度で臨むという道を開いて、ただくようにお願いいたしておきたいと思いま

良識によってこういう法律ができるというのは、われわれ行政府その他が今までのあり方について不適当ではなかつたか、おかしいではないか、こういうお話は全くそうだと思います。ただ、かような問題は、御承知のとおりにこれは、こればかりではございません、戦後の風潮というものがからしましておると思います、各般にわたつて社会公共と申しますか、地域社会その他社会公共にわたつたるものがないがしろにされる、これは戦後の風潮であります。私は率直に申し上げますが、民主主義社会においてそれが全部がうまいぐあいにいくといふことが、私は民主主義社会だと思いますけれども、戦後は民主主義を唱えながら、実態は

り理解をいたしますが、それではいかぬと思うのです。気持ちをもつと固めていただきたい。世の中がああいう状態になって、いま落ちついて、そういうわれわれの民族の遺産である世界的財宝を守ろうという精神だ、そういう非常に適切な法律だ、しっかりやりたい、そこまで八十点くらいですが、あと二十点足りない。というのは、こういうものは、どういう状態であるうと、それにまかしておいてつぶしてしまえば、あとに復元ができるないわけです。ですから、いままでそういうとき世の中が歴史的風土を破壊されるのをそのままにほうつておくような風潮であっても、そこで、政府というものは、そういうものはそこで破壊

それからもう一つ。いろいろの古都の指定をされるときには、その指定の区域について、ほとんど常にこの法律の目的に従つた運営がされるなどかということについても非常な疑問があります。私ども質問はございましたけれども、一方には、いまどもどんとそういうところが破壊されてしまう。非常に急速にやられなければならない。いろいろの法理論その他の調整が要るというような事情も私どもも知っておりますので、とにかく早くやらなければならぬという同僚間の相談、そぞうな大乘的な見地にも賛成をいたしまして、この提案者の一人にさしていただいておるわけであります。しかし、安全なものであるとは考えておません。ムンゴ博士、二つあるのをナム

○森山委員長 八木君。以上をもって私の質問を終わります。

○八木(一)委員 この法案の提案者の一人といったしましてつくづく考えますときに、いまこの法案をわれわれが出さなければならぬ状態になつてゐる、そういうことについて非常に残念に思うわけがござります。このようなことをいま考えて、いまこういうことを禁止しなければならないといふ状態でなしに、もつと早く國なり地方行政団体がこういうことに対処して、國民が心配をしないよう、民族的な大切な遺産であり、世界的な財宝であるべきものがみすみすと破壊される状態を今までつくらないでほしかったというふうに考へるわけでございますが、それにつけましても、この提案をして、この法律が可決、制定をされまして、その実察の事務に当たる政府なり地方行政団体が、ほんとうに今までこういう問題をほんとうておいた責任を深く自覺をせられまして、この法律の精神をほんとうにやり抜くという気持ち

それと逆行する事態が起つておる。こういう風潮の中で法律を制定する、あるいは行政をするところの考え方というものをないがしろにするわけにはいかない。今日ようやくそういう風潮といふものが反省の期に入つておると思います。これはまさにその大きな一つのあらわれではないか、われわれの先祖伝来の築かれた伝統的美、あるいは文化というものをこの際われわれは見失はずはないかという風潮が、今日わが国内に起つてきております。ちょうどそれとマッチしておるんではなかろうか、あえて行政府の今までの措置が適切であつたということは言いません。そういう、要するに時代がいま転換期に入つておつて、そうしてこいつらの反省期に入つて、措置をとりたい、こういう時期にきておると思います。そういう時期に、国会の皆さん方が適切な措置をされるということになりますから、私どもはこの皆さんの御意図に對

されてしまったら復元はできない。民族の運びがなくなる、世界的財宝はなくなるという観点を持つて、そういうところでも権力を持って、そのような責任を持つておられる政府がこれを食いとめるべきである。それをまず先にやられなければならない。そういう点で、いま建設大臣だけの御意見を伺つたわけですけれども、政府としていろいろな責任を持つておられる方々の決心が十二分ではないと申します。これから十二分の決心を固めていただきたいと思います。この法律が制定されても、なかなかこのような空気が万全ではないと思う。もとより、歴史的風土を破壊することを防ぐための画策をして、平氣でもうけるためにいろいろなことをやる連中が世の中に横行しておる。それはほんとうに性根を固めていただかないとへんなんになるとさぞ思ふ。そういう点で決心を固め直しておきたい。

実は、この法律について、私どもも立案に参考書をさしていただきました。私どもは、先ほど同僚が

において、そのようなことを心配する人たちの身体が、もっと完全なものにしたいというような非常な熱心な、まじめな運動をいたしておられます。そういうような人たちの請願の文書、要請の文書も、各委員もまた関係の大臣においてもおみになつたと思いますが、そういうことについて私どもはぜひ完ぺきを期したい。田中さんの提案の理由にありましたように、これがほんとうにうきくいけばいいけれども、うまくいかなければ、さらにわれわれは立法的その他のことについてこれを前進させなければならないという決心を持つておるわけです。ところで、このことをもし政府関係の各省、各機関がほんとうに決心を固め直していくだいてやられたならば、この法律でも直にそのような目的が達成できると思う。そういう点で、ひとつ内閣全体の決心を固めていただきたいと思います。建設大臣は特に御関係が深いで、いま善意でおっしゃったことでありますけ

ども、国民的な要望を再度かみ直していただきたいと、決心をさらに強く固め直していただきたいと思います。

また、法務大臣がおいでになりますが、この問題は直接でないかもしれませんけれども、國務大臣として、全般的な責任に当たられる、私どもの先輩の大政治家であられますから、閣議で指導されて、そういう点についてやつていただきたいと思う。特に所管事項については、岡本委員から御質問がありましたけれども、いろいろ私どもはまだその点について心配を持っております。ですか

ら、裁判官が決定する問題でございますけれども、これについて問題を進める法務省、この法務省の方針に従つていろいろ進められる検事、そういう検事の人たちがほんとうにこの精神を熟知して、熱意を持って当たられるならば、こういう問題がこの条文でもさらに強く規制がされて、それが破壊されることを防げる道になろうと思います。そういう点は法務大臣の大変な指導事項であろうと思います。いま申し上げたことについて、建設大臣なりまた法務大臣なり、國務大臣としての御答弁をひとつ伺いたいと存じます。

○石井国務大臣 御説もともでございまして、私ども、この法案が一日も早く成立して、そして一日も早く、古都におきますいまの状態から少しでも悪くならないよう、よく保存されるように期待するものでございます。

私の関係する問題でございますが、さつき申しましたように、罰するような状態になることが一番いやなことでございます。罰しないような状態にしてもらいたいのでござります。かりに罰し得るような状態になつたならば、これを罰して、世の中の人々に知らしめて、そういうことはしてはならぬぞということを知らしめなければ何にもならないことは申すまでもない。ところが、何か事件が起つたといつしまして、検察官が進んでそれ調べるというのは、これはなかなか困難であります。この管理に当たる人たちが、こういう問題

があつたということで検察庁のほうに連絡をしていただきまして、それを処理しよう。そしてそれを取り上げまして、それを処理しよう。そしてそれを世の中にも知らしめて、そういうことがあれば問題の起こらないように、間違つてもそういうことをしてはならぬぞというとの見せしめにする必要がある。そこで、そういう方面と率直に連絡をとりまして万全を期したいと思います。

○八木(一)委員 実は私も、国民のだれかが罪を犯して処罰されることを希望するものではございません。そういうことのないよう望みたいのですが、この問題に関する限り、非常にあつかましい、法律を犯してもうけてやろうという連中がいますから、これはひとつ罰することによって、それではかの人がそのあやまちをおかさない、それでほかの人が守られるということについて、非常な熱意を持つて、強い態度を持つて法務省は臨んでいただきたいと思う。

それから建設大臣に……。先ほど申し上げたことについて建設大臣は十分熱意を持っておられるわけでございますけれども、御答弁のことばが私が納得するまでには十分でなかつたと思うのですが、ことばの表現がなくても、私より以上な熱意を持つておられると思いますので、もう一つ明らかに、私の申し上げたような意味で熱意を込めてやつていただくと御答弁をお願いいたしたいと思います。

○瀬戸山国務大臣 私は、従来の経験からいたしましたように、罰するような状態になることが一番いやなことでございます。罰しないような状態にしてもらいたいのでござります。かりに罰し得るような状態になつたならば、これを罰して、世の中の人々に知らしめて、そういうことはしてはならぬぞということを知らしめなければ何にもならないことは申すまでもない。ところが、何か事件が起つたといつしまして、検察官が進んでそれを調べるというのは、これはなかなか困難であります。この管理に当たる人たちが、こういう問題

ほんとうにうまく動くかどうかというのは、その中の人員の構成のいかんにかかっているところが多いと思うのです。そこで学識経験者というものが当然審議会の大きな構成になるわけございま

すが、ほんとうにこういうことに熱意を持つている方をたくさん入れて審議をしていただき必要があるうかと思います。実際に学識経験者というものを審議会でいつも持っておりますと、非常に学識というものが先になつて、経験というものが実際にされる傾向がございます。ですからそれでなしに、今度はこのような大切なものを保存するため、熱意を持って今までに熱心な努力をし、運動をされているような方、あるいはまた三地域に關係の深い、それを熟知しておられる方、そういう方々にたくさん入つていただいて、ほんとうにこれが生きたものにならなければならないと思うのです。その数を圧倒的に多くすべきだと思ふ。これに内閣総理大臣あるいはまた総務長官に伺いたいわけでございますが、こういう時期で時間的に無理でございますから、ぜひその趣旨について実現をはかるよう、副長官からお答えを願いたい。

○細田政府委員 この法律におきます審議会の使命は非常に重いものがあると存じます。保存区域の指定にいたしましても、あるいは保存計画の設定にいたしましても、あるいは保存計画の設定にいたしましても、いずれも審議会に諮問をいたしまして、その意見によりまして総理大臣がきめるということになつておりますので、ただいま御質疑の中にございましたように、文字どおりこの問題と真剣に取り組む。また学識経験、こういった両方面でほんとうに役に立つ方に委員になつていただかなければ、法律の使命達成ができないと信じておる次第でございまして、ただいまの点につきましては、十分に私どものほうで尊重いたしまして、人選に当たりたい、かように考えておりますし、また運用につきましても、十分に配慮いたしたいと思っております。

○八木(一)委員 この問題の一つの大変なこととして、審議会が設置されるわけです。審議会の定員が二十名になつておりますが、ここで審議会が

なつてゐるからこそ申し上げました。実際的な問題としてはこの問題を熱心に推進をした三黨の提案者、また各地域のことをよく知つてゐるそういう

ひとたちにどういう方がいいだろうか、ということを聞かれて、それで委員の選定に当たつたいたい。これは簡単に、そのとおりにしますと、うることをすぐ答えていただきたいと思います。○細田政府委員 十分御相談をいたしたいと思っております。

○八木(一)委員 これで、最後の質問で終わります。ところで、先ほど建設大臣に申し上げましたが、この中で、政府に熱心に取つ組んでいたくことをお願いをいたしました。御承知をいただきました。ここで政令事項とか、その他いろいろなものがございます。そういうものについて、しっかりとやつていただきたいわけでございますが、金に関する問題がござりますから、これは非常に金について、何か支出を惜しまれて、それでこの問題を半身不随事、金に関する問題があります。金に関する問題がござりますから、これは非常に金について、何をするおそれがあるわけです。その点で、たとえ地城を狭くしておけば金を少なくしか出さないで済むとか、あるいはまた中の整備計画を不十分にしておけば金を少なくしか出さなくて済むとか、たとえば岡本さんがおっしゃつたように、それによつていろんな損害をこうむるものに対する対象を少なくしておけば金を出さなくて済むとかというような考え方があるわけで、その点で、たとえ御質疑の中にございましたように、文字どおりこの問題と真剣に取り組む。また学識経験、こういった両方面でほんとうに役に立つ方に委員になつていただかなければ、法律の使命達成ができないと信じておる次第でございまして、ただいまの点につきましては、十分に私どものほうで尊重いたしまして、人選に当たりたい、かように考えておりまし、また運用につきましても、十分に配慮いたしたいと思っております。

○瀬戸山国務大臣 たびたび申し上げておりますように、かけがえのない民族的な財産というか、資産を維持しようということありますからいいかげんなことではできない、かように決心をして

いう土地の買い入れをしなければいかぬという場合に、同じ補助率の八割なら八割といたしまして、二割は財政需要額の非常に小さい町村には大きな負担になります。そういうような意味で、財政基準も考慮してかなり大幅なことができるようにしておいていただきなければ困るところができるのではないかどうか、こういうように思っています。

○藤井(勝)政府委員 御趣旨の点はよく了解いたしましたが、第十二条でございますが、主体は府県ということに相なるのではなかろうかというよう思うわけでございまして、したがつて、直接負担の当事者が市町村になるかどうか、この施行の責任の直接の当事者は、府県といふことに法律は読めるのではないかと思いますので、たとえ府県の場合でも、あるいはまた市町村の関係になる場合でも、事情が特別な事情があれば、検討をしなければならない、このように思います。ただし、この法律に基づいていろいろな負担割合、補助率の問題ということだけでなく、また別途自治省あたりの関係がございましょうが、そういうところとも具体的な問題についてはよく相談の上、御趣旨の点を生かしていきたい、このように考えます。

○玉置委員 最後に、この法律が多くの国民の御要望に沿いまして、民族の資産を守るために、このそうの間に成立を見ようとしておるわけであります。が、何しろ関係法規が非常にたくさんござります。あるいはまだ十分じゃない点も多めあると思いますが、先ほど来、都市計画法の風致地区、美観地区、その他について御要望も申し上げましたとおり、この法律の趣旨に沿いまして、各種の法令の整備をはかつていく、やつてみるがができると思いますが、関係の当該の委員会の御審議を得られまして、ますます充実した法律となるよう整備に邁進していくだくことを心からお願いするわけであります。奥野さんからも御要

望がございましたとおり、ひとつ十分な予算措置をお願いすることといたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○森山委員長 他に質疑の通告もございませんので、これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○森山委員長 本案は、議員の発議にかかる予算を伴う法律案でありますので、この際、国会法第五十七条の三の規定により、内閣において意見があれば、これを許します。

○瀬戸山国務大臣 内閣を代表いたしまして政府の考え方を申しておきます。

先ほど来答弁の中で申し上げましたように、日本の現状におきましてかような法律をつくり措置をとることは、きわめて時宜に適したものであると考えておりますので、政府といたしましても、先ほど来申し上げておりますように万全の対策をとりたい、かように考えております。(拍手)

○森山委員長 次に、本案を討論に付するのであります。が、討論の申し出もありませんので、これより直ちに本案を採決いたします。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森山委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

おはかりいたします。ただいま可決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森山委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○森山委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十二分散会